

茨城県 令和 7 年度 第 2 四半期開講 求職者支援訓練実施規模 (計画定員)

(単位:人)

月別			7月～9月		
枠別			全県 共有枠	地域 優先枠	
訓練の種類	分野	地域別 (管轄安定所)			
基礎 (001)	全分野 (00～20)	県央・県南	52	0	
		水戸・笠間・常陸大宮 土浦・常総・石岡・龍ヶ崎		13	
		県北		日立・高萩	13
		鹿行		常陸鹿嶋	0
		県西		筑西・下妻・古河	
うち、新規枠			23		
基礎 小計			78		

月別			7月～9月	
枠別			全県 共有枠	地域 優先枠
訓練の種類	分野	地域別 (管轄安定所)		
実践 (002)	デジタル系	IT (02)	104	26
		デザイン(Web系) (11)		26
	営業・販売・事務 (03)	県央・県南	0	0
		県北・鹿行・県西		26
	介護・医療・福祉 (05)	県全域	39	
	その他 (上記以外の分野)	県全域	39	
うち、新規枠			78	
実践 小計			260	

合 計 (基礎 + 実践)			338	
---------------	--	--	-----	--

- ※ 1. 地域別 (公共職業安定所管轄) : 県央地域 (水戸・笠間・常陸大宮)、県南地域 (土浦・常総・石岡・龍ヶ崎)、県北地域 (日立・高萩)、鹿行地域 (常陸鹿嶋)、県西地域 (筑西・下妻・古河)
- ※ 2. 1 訓練コースの申請定員は 13 人を上限とします。
なお、応募状況により定員変更 (増員) が可能です (増員を確約するものではありません)。
- ※ 3. 1 実施機関ごとの申請数は、認定単位期間内に原則 2 コースまでとします (認定を確約するものではありません)。
ただし、※ 9 までの選定後、余剰定員がある場合はこの限りではありません。複数コースの申請については、優先順位を付けてください。計画定員数以上の申請があった場合は、**優先順位ごとに選定**をします。余剰定員がない場合で新規枠と実績枠が競合した場合は、新規枠を優先します。
- ※ 4. 新規枠は、認定単位期間内の各分野の全県共有枠の内数です。新規枠は、茨城県内の雇用情勢に精通している訓練実施機関のうち、職業訓練の案等が良好なものから認定します。
- ※ 5. 基礎コースにおいて、訓練コースが選定又は認定されなかった場合の余剰定員は、同一認定単位期間の全県共有枠と地域優先枠間の振り替え及び同一年度内の次期認定単位期間以降の同種別の定員枠への繰り越しを可能とします。
- ※ 6. 実践コースの各分野において、訓練コースが選定又は認定されなかった場合の余剰定員は、同一認定単位期間の全県共有枠と地域優先枠間や他分野への振り替え及び同一年度内の次期認定単位期間以降の同種別の定員枠への繰り越しを可能とします。
- ※ 7. 計画定員以上の申請があった場合は、必要に応じて定員の調整をお願いすることがあります。
- ※ 8. 認定後に中止となったコースの定員は、翌月以降の同種別の訓練コースの定員変更 (増員) への振り替え及び同一年度内の次期認定単位期間以降の同種別の定員枠への繰り越しを可能とします。
- ※ 9. 認定コースの余剰定員や中止コース等の余剰定員について、第 3 及び第 4 四半期においては、基礎コースと実践コース間の振り替えも可能とします。